

公益認定の取消しの申請に伴う手続きについて

平成 28 年 10 月

公益法人が公益認定の取消しの申請をした場合は、行政庁は必ずその公益認定を取り消すこととされています（認定法第 29 条第 1 項第 4 号）。また、公益認定の取消しの処分を受けたときは、公益認定後に取得、形成した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち、未だ費消、譲渡していないものの額に相当する額の財産を、類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与することとされています（認定法第 5 条第 17 号）。

1. 公益認定の取消しの申請（認定法第 29 条第 1 項第 4 号）

公益認定の取消しの申請をする場合は、次の書類を行政庁に提出してください。

提出書類
・ 公益認定取消申請書 ※ 記載事項：申請の理由、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与する予定の相手先
・ 当該取消申請を決議した理事会の議事録の写しその他の当該取消申請について機関決定等をしたことを証する書類
・ 公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与する予定の相手方となる法人が認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあっては、その旨を証する書類
・ その他行政庁が必要と認める書類

行政庁において、公益認定の取消しの処分（認定法第 29 条第 1 項第 4 号）

2. 公益目的取得財産残額を算定（認定規則第 50 条の 2 第 1 項）

公益認定が取り消された日（以下「取消しの日」という。）の属する事業年度の開始の日から取消しの日までの期間についての（法人法第 123 条第 2 項に規定する）計算書類及びその附属明細書を記載する、又は記録すべき事項を記載した書類を作成することで、取消しの日における公益目的取得財産残額を算定します。

※ 社員総会又は評議員会の決議が必要です。

3. 公益目的取得財産残額の贈与契約を締結（認定法第 30 条第 1 項）

取消しの日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に基づき定款により定めた贈与の相手方と、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与について書面による贈与契約を結びます。当該契約については、取消しの日から 1 か月以内に契約が成立したか否かを行政庁の担当者に連絡してください。

上記の契約が成立しない場合には、当該法人の行政庁により国又は都道府県への贈与契約が成立したとみなされます（認定法第 30 条第 1 項）。

4. 公益目的取得財産残額の変動報告（認定規則第 50 条第 1 項）

取消しの日における公益目的取得財産残額が、財産目録等の最終提出事業年度末日の額から変動した場合は、取消しの日から 3 か月以内に、次の書類を行政庁に提出してください。

提出書類
・ 公益目的取得財産残額の変動報告書【認定規則 様式第 12 号】
・ 最終提出事業年度の末日の翌日から取消しの日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類（認定規則第 50 条第 2 項第 1 号）
・ 取消しの日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類（認定規則第 50 条第 2 項第 2 号）
・ 上記の書類に記載された事実を証する書類（認定規則第 50 条第 2 項第 3 号）
・ 取消しの日属する事業年度の開始の日から取消しの日までの期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書（認定規則第 50 条の 2 第 2 項）

行政庁において、公益目的取得財産残額を確認（認定規則第 50 条第 4 項）

5. 贈与契約成立の報告（認定規則第 51 条第 1 項）

取消しの日から 3 か月以内に、次の書類を行政庁に提出してください。

提出書類
・ 贈与契約成立報告書【認定規則 様式第 13 号】 ※ 記載事項：取消しの日、贈与契約の相手方、贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額、履行方法、履行期日
・ 契約書の写し（認定規則第 51 条第 2 項第 1 号）
・ 贈与の相手方となる法人が認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあっては、その旨を証する書類（認定規則第 51 条第 2 項第 2 号）

行政庁において、贈与契約の成立を確認

取消しの日から 1 か月以内に贈与契約が成立しなかった場合、又は取消しの日から 3 か月以内に贈与契約成立報告書の提出がない場合は、行政庁より、みなし贈与契約成立の通知がなされます（認定法第 30 条第 4 項）。

6. 贈与を実施

※ 法人法……一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

認定法……公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

認定規則……公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府令第 27 号）